

令和7年6月20日

「指定居宅介護支援事業 茂呂居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 1070400625)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 おおぎだ
- (2) 法人所在地 群馬県伊勢崎市北千木町1126番地
- (3) 電話番号 0270-40-5106
- (4) 代表者氏名 理事長 小淵 百十女
- (5) 設立年月 平成14年6月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
※当事業所は特別養護老人ホームローズヒルに併設されています。
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。
- (3) 事業所の名称 茂呂居宅介護支援事業所・平成14年8月5日指定
事業所番号 1070400625
- (4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市北千木町1126番地
- (5) 電話番号 0270-40-5106
- (6) 事業所長（管理者）氏名 椎名 玲恵子
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の役割は、要援護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、また、要介護認定の申請手続き（代理申請）、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、居宅及び施設サービス機関との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要援護老人及びその家族の福祉の向上を図るものでなければならない。そのために、職員は自らの持つ専門性を最大限に発揮し、利用者のために誠意を尽くすものとする。
- (8) 開設年月 平成14年8月6日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 伊勢崎市、
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土ただし、国民の祝日及び12月29から1月3日は休業
受付時間	8時30分～17時30分 ただし、職員が不在の場合等は、併設施設の職員が対応し、必要なサービス体制を確保する手段を講じるものとする。

サービス提供時間帯	8時30分～17時30分 ただし、職員が不在の場合等は、併設施設の職員が対応し、必要なサービス体制を確保する手段を講じるものとする。
-----------	--

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、基準を遵守しています。

職 種	職員配置数
事業所長（管理者）	1名
介護支援専門員	3名

*上記の他、必要がある場合には定数を超え又はその他の職員を置くことがあります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

6. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

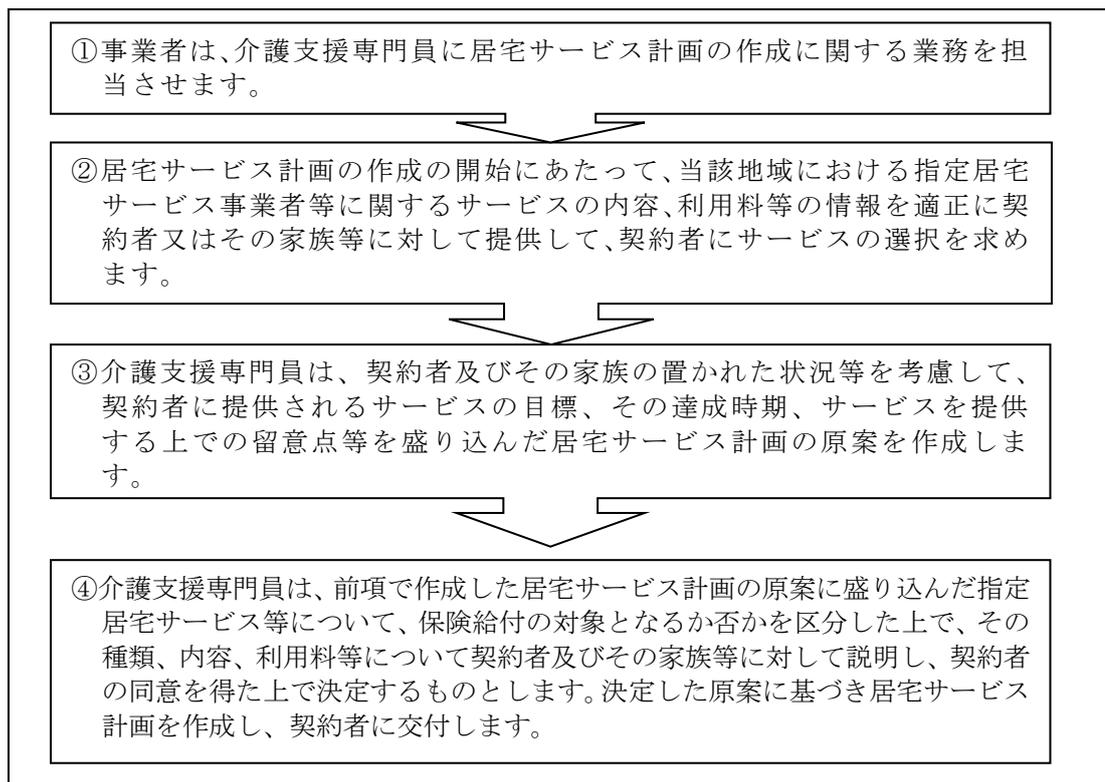
ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者とその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の照会を求める事が可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

(2) 居宅サービスの利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は※別紙（指定居宅介護支援サービス利用割合等説明書）のとおりである。

(3) 居宅サービス計画の作成の流れ



(4) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サ
ービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行
います。

(5) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(6) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費 (Ⅰ)	取り扱い件数	要介護 1・2	1086 単位/月
	4 5 件未満	要介護 3・4・5	1411 単位/月

居宅介護支援費 (Ⅱ)	要介護 1・2	544 単位/月
	要介護 3-4-5	704 単位/月

居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護 1・2	326 単位/月
	要介護 3-4-5	422 単位/月

加 算	初回加算	300 単位/月
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) (入院当日のうち)	250 単位/月
	入院時情報連携加算 (Ⅱ) (入院 3 日以内)	200 単位/月
	通院時情報連携加算	50 単位/月
減 算	運営基準減算 所定単位数に 50/100 を乗じた単位 2ヶ月以上継続している場合は算定なし。	
	特定事業所集中減算	-200 単位/月
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	
	所定単位の 95% を算定	

(2) 交通費 (契約書第 8 条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費相当額（通常の事業の実施地域を超えた 1 km につき 20 円）をいただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 虐待の防止

利用者の人権擁護・虐待の防止のため担当責任者は管理者とし、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を行います。また、居宅介護支援事業の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 身体拘束等の禁止

居宅介護支援事業の提供にあたっては、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

10. 秘密保持（守秘義務）

担当職員は、業務上知り得た利用者やその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ文書により同意を得た場合には、サービスの円滑な利用のために必要な範囲において、サービスの提供事業者等に対し情報を提供します。

11. 感染症等対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の

整備、担当職員への研修を実施します。

1 2. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合にはであっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続にむけた計画等の策定、担当職員への研修・訓練を実施します。

1 3. ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、研修の開催、規程の整備等適切なハラスメント対策を行います。

1 4. 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村と利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。(付属文書 参照)

1 5. 苦情の受付について (契約書第 17 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

群馬県伊勢崎市北千木町 1 1 2 6 番地

電話番号 0270-40-5106

茂呂居宅介護支援事業所 椎名 玲恵子

事務員 (併設施設兼務) 森川 美晴

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市健康推進部 介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町 2 丁目 4 1 0 電話番号 0270-24-5111 FAX 0270-23-9800 受付時間 土、日祭日を除く 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 3 3 5 - 8 電話番号 027-290-1323 FAX 027-255-5077 受付時間 土、日祭日を除く 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会 内)	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6669 FAX 027-255-6173 受付時間 土、日祭日を除く8:30~17: 00
-------------------------------	--

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

茂呂居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、当該文書を受領しました。

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|